

講義シラバス

《基礎篇》

第1回前半：国際私法の勉強方法

→講義レジュメ9頁から11頁まで

第1回後半：①権利能力

②通則法4条（行為能力）

③属人法と本国法主義

①松岡本72頁から74頁まで（権利能力）

→講義レジュメ27頁

②松岡本78頁から81頁まで（通則法4条（行為能力））

→講義レジュメ28頁から29頁まで

→論証集22頁（主観的要件の要否 A）

→事例問題集3頁

③松岡本39頁から40頁まで（属人法と本国法主義）

→講義レジュメ16頁から17頁まで

第2回前半：①通則法5条（後見・補佐・補助開始の審判）

②通則法35条（後見・補佐・補助）

③法律関係の性質決定・連結点・国際私法独特の概念等

①松岡本75頁から77頁まで（通則法5条）

→講義レジュメ30頁から32頁まで

→論証集25頁

外国居住の日本人について、日本の管轄権（本国管轄）を認めることの実益・趣旨 A

②松岡本230頁から231頁まで（通則法35条）

→講義レジュメ33頁から35頁まで

③松岡本32頁から36頁まで

→講義レジュメ12頁か14頁まで

第2回後半：①失踪宣告

②法人

③最密接関係地法の原則

①松岡本75頁から77頁まで（失踪宣告）

→講義レジュメ36頁から38頁まで

→論証集29頁から30頁まで

法律関連関係管轄 A

直接的効果・間接的効果 A

②松岡本84頁から87頁まで（法人）

→講義レジュメ39頁

→論証集32頁から34頁まで

明文の存否 C

法人の従属法 A

法人の権利能力 A

法人の行為能力 A

法人の不法行為能力 A

※法人格否認は応用篇で取り扱います。

③松岡本28頁から29頁まで（最密接関係地法の原則）

第3回前半：①通則法7条

②通則法8条

①松岡本92頁から97頁まで（通則法7条）

→講義レジュメ40頁から42頁まで

→論証集38頁から40頁まで

黙示の準拠法選択 A

準拠法選択行為自体の有効性 A

通則法7条から9条までにおける分割指定の可否 A

→事例問題集4頁

②松岡本97頁から100頁まで（通則法8条）

→講義レジュメ43頁から45頁まで

→論証集42頁・45頁

最密接関係地であることの判断基準 B+

「特徴的給付」の意義 A

→事例問題集5頁

第3回後半：①通則法9条（本文のみ）

②通則法10条

③通則法11条

①松岡本96頁から97頁まで（通則法9条）

→講義レジュメ46頁

→論証集49頁・51頁

準拠法変更行為自体の有効性 A

準拠法の変更は黙示でもよいか A

②松岡本102頁から104頁まで（通則法10条）

→講義レジュメ49頁から52頁まで

③松岡本104頁から110頁まで（通則法11条）

→講義レジュメ53頁から57頁まで

→論証集59頁から60頁まで

能動的消費者：通則法11条6項1号・2号 B+

第4回前半：①通則法12条

②事務管理・不当利得（通則法14条から16条まで）

①松岡本110頁から113頁まで（通則法12条）

→講義レジュメ58頁から60頁まで

②松岡本138頁から143頁まで（通則法14条から16条）

→講義レジュメ61頁から67頁まで

第4回後半：①通則法17条

①松岡本119頁から126頁まで

→講義レジュメ68頁から70頁まで

→論証集80頁から86頁まで

「結果」の意義 A

「発生した地」の意義：原則 A

「発生した地」の意義：侵害結果が複数の法域にわたる場合 A

「通常予見することができない」の意義 A

「加害行為の行われた地」の意義・確定 A

第5回前半：①通則法18条

②通則法19条

③通則法20条

①松岡本126頁から130頁まで（通則法18条）

→講義レジュメ71頁から73頁まで

→論証集92頁から96頁まで

バイスタンダー：原則 A

バイスタンダー：飛行機事故 B+

バイスタンダー：被害者と同じすべき者の場合 B+

②松岡本130頁から132頁まで（通則法19条）

→講義レジュメ74頁

③松岡本132頁から134頁まで（通則法20条）

→講義レジュメ75頁

→論証集100頁・104頁

「当事者」の範囲 A

付従的連結の具体例 A

「不法行為の当時」を基準時点とした趣旨 A

④松岡本135頁から136頁まで（通則法21条）

→講義レジュメ76頁

→論証集105頁から106頁まで

準拋法を変更することができる「当事者」 B+

「不法行為の後」の意義 B+

※取り扱うのは通則法21条本文のみ

第5回後半：①通則法22条

②通則法23条（債権譲渡）・法定代位・債権質

③債権者代位権・債権者取消権

④代理

⑤相殺・消滅時効

①松岡本136頁から138頁まで（通則法22条）

→講義レジュメ78頁から79頁まで

②松岡本149頁から155頁まで

→講義レジュメ82頁から83頁まで

→論証集115・116・117頁

債権の譲渡可能性・譲渡禁止特約の効力 A

法定代位の準拋法 A

債権質 A

- ③松岡本145頁から147頁まで
→講義レジュメ84頁から85頁まで
→論証集118から119まで

債権者代位権 A

債権者取消権 A

- ④松岡本113頁から118頁まで
→講義レジュメ86頁から88頁
→論証集120頁

代理の外部効果 A

- ⑤松岡本148頁から149頁まで
→講義レジュメ89頁
→論証集121頁

相殺 A

消滅時効 B

第6回前半：①通則法13条（物権）

①松岡本156頁から159頁まで（通則法13条）

→講義レジュメ90頁から97頁まで

→論証集122頁から128頁まで

法性決定をめぐる議論：物権的請求権との関係 B

運送途上の動産の物権についての連結点 A

輸送機関（船舶や飛行機等）についての物権の準拠法 A

自動車について A

第6回後半：①通則法13条（物権）

①松岡本159頁から164頁まで

→講義レジュメ92頁から97頁まで

→論証集126頁から132頁まで

最判平成14年10月29日百選29事件 A

法定担保物権の成立 B+

法定担保物権の効力 B+

約定担保物権の成立 B+

約定担保物権の効力 B+

最判平成6年3月8日・百選1事件 A

- 第7回前半：①通則法24条（婚姻の成立及び効力）
②通則法25条（婚姻の効力）・共通本国籍と同一本国籍
③婚姻・内縁
- ①松岡本174頁から181頁まで（通則法24条）
→講義レジュメ98頁から102頁まで
→論証集133頁・135頁・138頁
一方的要件と双方的要件 A
実質的成立要件を欠く場合に生じる効果 B+
- ②松岡本183頁から185頁まで（通則法25条）・227頁
→講義レジュメ103頁から104頁まで
→論証集143頁・144頁
成年擬制 B+
夫婦間の法定代理および連帯債務 B+
- ③松岡本190頁
→講義レジュメ121頁
→論証集157頁・158頁
婚約 B+
法性決定をめぐる議論：婚約の不当破棄 B+

- 第7回後半：①通則法26条（夫婦財産制）
- ②通則法27条（離婚）
 - ③通則法28条（嫡出である子の親子関係の成立）
- ①松岡本185頁から190頁まで
→講義レジュメ106頁から111頁まで
→論証集145頁から146頁・148頁
婚姻費用 B
通則法26条における分割指定の可否 B+
- ②松岡本191頁から194頁まで・196頁から198頁まで
→講義レジュメ112頁・115頁から120頁まで
→論証集149頁・152頁から153頁まで・154頁まで
法性決定をめぐる議論：有責配偶者に対する慰謝料その1 A
法性決定をめぐる議論：有責配偶者に対する慰謝料その2 A
財産分与 B+
親権・監護権 A
- ③松岡本199頁から202頁まで
→講義レジュメ123頁から124頁・126頁から128頁
→論証集160頁から162頁まで・163頁
嫡出推定の重複 B+
嫡出否認 A
通則法28条と通則法29条の適用関係 A
嫡出・非嫡出の区別をしない法が準拠法となる場合 B+

第8回前半：①通則法29条（嫡出でない子の親子関係の成立）

②通則法30条（準正）

③通則法31条（養子縁組）

④通則法32条（親子間の法律関係）

⑤通則法33条（その他の親族関係等）

⑥通則法34条（親族関係についての法律行為の方式）

⑦氏

①松岡本202頁から205頁まで

→講義レジュメ130頁から133頁まで

→論証集167頁・168頁・169頁・

事実主義により親子関係が成立している場合に認知主義により
親子関係が成立するか B+

認知の無効・取消し：複数の法が適用される場合 B+

認知の効力：複数の法が適用される場合 B+

②松岡本206頁から208頁まで

→講義レジュメ134頁から135頁まで

③松岡本208頁から215頁まで

→講義レジュメ136頁から139頁まで

→論証集173頁・175頁

子の本国法が養子縁組を禁止している場合にも養子縁組は成立
すると考えるべきか B+

通則法31条1項後段の「第三者」の範囲 A

④松岡本217頁から220頁まで

→講義レジュメ141頁から142頁まで

⑤松岡本221頁から223頁まで

→講義レジュメ143頁

⑥松岡本223頁から235頁まで

→講義レジュメ144頁から146頁まで

⑦松岡本233頁から235頁まで

→講義レジュメ147頁

→論証集182頁

身分変動に伴う氏の変更の準拠法 B+

- 第8回後半：①通則法36条（相続）
②通則法37条（遺言）
③通則法41条（反致）
④通則法42条（公序）
⑤先決問題
- ①松岡本236頁から244頁まで
→講義レジュメ148頁から153頁まで
→論証集183頁・185頁・187頁・188頁・189頁
大阪地裁昭和62年2月27日・百選79事件 A
相続財産の構成 A
通則法36条により相続人の不存在が確定した場合の当該財産
の帰属 B+
特別縁故者の財産分与 B+
部分反致 A
- ②松岡本244頁から245頁まで
→講義レジュメ154頁から156頁まで
→論証集191頁
単位法律関係 B+
- ③松岡本50頁から53頁
→講義レジュメ158頁から
- ④松岡本60頁から68頁まで
→講義レジュメ158頁・161頁から162頁
→論証集196頁・197頁
公序：発動基準 A
公序則発動後の効果 B+
- ⑤松岡本68頁から70頁まで
→論証集199頁
先決問題 A

第9回前半：①民訴法3条の2から民訴法3条の6まで
①松岡本258頁から272頁まで
→講義レジュメ167頁から177頁まで

第9回後半：①民訴法3条の7から民訴法3条の10まで
①松岡本269頁から270頁まで
272頁から274頁
276頁から285頁まで
→講義レジュメ178頁から180頁まで
→論証集208頁
国際的訴訟競合 B+

第10回：①「手続は法廷地法による」の原則・当事者能力・訴訟能力
・当事者適格
①松岡本285頁から293頁まで
→論証集200頁から201頁まで
当事者能力 A
訴訟能力 A
当事者適格 A
②民訴法118条
②松岡本300頁から310頁まで
→論証集208頁・214頁から216頁まで
国際的訴訟競合 A
最判平成10年4月28日・百選108事件 A
「外国判決」の意義 A
間接管轄 A
直接郵便送達 A
応訴の意義 B+
懲罰的賠償 A

第11回前半：平成29年度第1問

第11回後半：平成29年度第2問

第12回前半：平成30年度第1問

第12回後半：平成30年度第2問

以上